

佐渡市竹破碎機貸付許可条件

- 1 「佐渡市竹破碎機貸付要領」や他の法令に違反することがないように使用すること。
- 2 竹破碎機（附属物品を含む）をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。
- 3 事故や怪我に備え、ヘルメットや保護メガネ等の保護具を身に着けるとともに、借用者において傷害保険等に参加するよう努めること。
- 4 竹破碎機の使用に際しては、取扱説明書に準じること。また、作動音や粉碎物等による周辺住環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
- 5 竹破碎機を使用する際には、毎回作業前の点検、作業終了後の清掃点検を行い、佐渡市竹破碎機使用管理簿（様式第3号）に使用日の作業状況を記録すること。
- 6 竹破碎機に故障等異常が認められたときは、直ちに作業を中止し、佐渡市竹破碎機使用管理簿（様式第3号）及び佐渡市竹破碎機使用実績報告書（様式第4号）にて佐渡市に報告すること。
- 7 自己の責めに帰すべき事由により損傷や事故等が発生したときは、直ちに作業を中止し、佐渡市竹破碎機使用事故報告書（様式第5号）を佐渡市へ提出すること。
- 8 自己の責めに帰すべき事由により竹破碎機を亡失又は損傷したときは、その損害を賠償すること。
- 9 竹破碎機の使用により発生した借用者及び他者やそれらの財産に対する損害については借用者の責任とし、借用者が損害を賠償すること。
- 10 竹破碎機で竹以外を粉碎しないこと。また、竹に付着している土石等を除去してから処理すること。
- 11 竹は直径 12.5cm 以下のものを 1 本ずつ挿入すること。また、腐った竹は処理しないこと。
- 12 竹破碎機を走行させる場合は、障害物や急傾斜がある場合は走行させないこと。また、エンジン焼き付き防止のため、水平な状態で使用すること。
- 13 事故防止ため、車へ積み込む際など、傾斜地を走行する場合には、後進で登り、前進で下ること。また、輸送する場合はロープ等で竹破碎機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
- 14 借用期間中は、竹破碎機の盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。
- 15 竹破碎機の借用及び返却、又は使用に要する燃料等の費用は、借用者の負担とする。なお、返却の際は、燃料（ガソリン）を満タンにすること。
- 16 竹破碎機の借用期間は最大 7 日とする。竹破碎機を返却する際には、佐渡市竹破碎機使用管理簿（様式第3号）と佐渡市竹破碎機使用実績報告書（様式第4号）を提出し、竹破碎機の管理者とともに点検を行い、損傷等の不備がないか確認すること。7 日を超えて使用する場合は、一旦竹破碎機を返却した後でなければ、次回以降の予約をすることはできない。
- 17 貸付物品は竹破碎機とアルミブリッジとし、輸送時の固定用ロープ・ガソリン携行缶・ヘルメットやゴーグルなどの保護具等、使用に関し必要となるその他の物品に関しては、借用者の責任において準備すること。
- 18 実施状況が確認できる実施前後の写真を提出すること。